

## 申出書審査票

### 1 件名

福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金

### 2 申出ケース

労働協約ケース

### 3 審査事項

- (1) 一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受けている場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受けている場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む。)の全部の合意により行われる申出であること。なお、使用者とは労組法第14条による事業主(法人の場合は法人)をいい、労基法第10条に規定されている事業主のために行為する者というものではない。

#### ① 適用を受ける労働協約について

申出を行う7組合(福井村田製作所労働組合、パナソニックインダストリー労働組合福井支部、パナソニックオートモーティブシステムズ労働組合若狭支部、日本電産テクノモータ小浜労働組合、ニチコン大野労働組合、アムコー・テクノロジー・ジャパン労働組合福井支部、パナソニックライティングシステムズ労働組合福井支部)は、福井県内所在の事業所における労働組合であることが確認できる。これら労働組合が適用を受ける労働協約書の写しの添付があり、いずれも賃金の最低額の定めがなされている。最低額は統一されていないが、本省作成の最低賃金関係事務取扱手引において「賃金の最低額を異にする2以上の労働協約がある場合は、これら賃金のうち最も低い額をもって共通の最低額とみなすものとする。」とされているため、協約中の最低額をもって共通額とし、最低額について実質的に内容を同じくする定めがあると認められる。

#### ② 定量的要件(概ね3分の1以上について)

申出書記載の適用労働者数 11,541名

申出書記載の労働協約適用労働者数 6,519名 ※

※パナソニックライティングシステムズ労働組合福井支部は除く。

労働協約適用労働者数は、特定最低賃金適用労働者数の 56.5%と、労働協約による適用労働者数割合が概ね 3分の1 以上と認められる。

③ 全部の合意による申出について

申出労働組合の全てが、代表者等適正と思われる者の記名押印をもって申出に合意していると認められる。福井県内における事業所の労働組合（各支部を含む。）が労働協約の適用を受けており、当事者である労働組合の全部の合意による申出と認められる。

(2) 申出の代表者について

申出労働組合の全てが、申出に係る一切の事項を申出人電機連合福井地方協議会議長に委任する委任状を提出しており、委任状は有効であると認められるため、労働協約の当事者である各労働組合を代表する者の申出と認められる。

4 その他

労働協約最低額 993 円(時間額) (別紙参照)